

## § 122 製造業者及び輸出者の登録

節		Page
122.1	<a href="#">登録要求事項</a>	1
122.2	<a href="#">登録申告書の提出</a>	1
122.3	<a href="#">登録料金</a>	2
122.4	<a href="#">登録者により提出された情報の変更の届出</a>	2
122.5	<a href="#">登録者による記録の保管</a>	4

典拠：Secs. 2 and 38, Public Law 90. 629, 90 Stat. 744 (22 U.S.C. 2752, 2778); E.O. 11958, 42 FR 4311; 1977 Comp. p. 79, 22 U.S.C. 2651a.

出典：特に明記しない限り、58 FR 39298, July 22, 1993

## § 122.1 登録要求事項

(a) 米国において防衛物品の製造ビジネス若しくは輸出ビジネス又は防衛役務の提供ビジネスに従事するすべての者は、防衛取引管理部に登録することが義務付けられている。この副章でいうところにおいて、そのようなビジネスに従事するとは、防衛物品の製造若しくは輸出若しくは一時的輸入又は防衛役務の提供を行う場合のうちの一つのみが必要である。輸出に従事していない製造業者であっても、登録しなければならない。(仲介行為に従事する者の登録に関する要求事項については、本副章の § 129 を参照のこと。)

## (b) 適用除外

次のいずれかに該当する者に対しては、本節の(a)項の要求事項は適用されない：

- (1) 公職にある立場において行動している米国政府の担当官及び職員<sup>④</sup>；
- (2) その者の関係するビジネス行為が、機密扱いでない技術資料の提供のみに限定されている者<sup>④</sup>；
- (3) その者の製造及び輸出行為が、1954年制定の原子力エネルギー法のもとに認可されている者<sup>④</sup>；又は
- (4) もっぱら実験又は科学的な目的（研究開発を含む）で、物品の製作に従事している者。

(b)項の注：本節の(b)(2)項又は(b)(4)項の適用除外が適用できる者であっても、防衛物品及び防衛役務の輸出に対する輸出許可又はその他の認可の要求事項の対象であり、§ 122.2 に基づいて登録されない限り、輸出許可又は認可を受けることができない。

## (c) 目的

登録は、主として、誰が特定の製造及び輸出行為に関与しているかについての必要な情報を米国政府に提供する手段である。登録そのものは、いかなる輸出の権利又は特権も与えるものではない。登録は、通常、本副章のもとでの輸出許可又はその他の認可の発行の必須条件である（ただし、防衛取引幹部により適用除外が与えられる場合を除く）。

[58 FR 39298, July 22, 1993, 改正 71 FR 20540, Apr. 21, 2006 ; 78 FR 52686, Aug. 26, 2013]

## § 122.2 登録申告書の提出

## (a) 通則

登録を意図している者は、防衛取引管理部のウェブサイト ([www.pmdtcc.state.gov](http://www.pmdtcc.state.gov)) で入手できる提出ガイドラインに従うことによって、防衛取引管理コンプライアンス室に登録申告書（国務省の様式 DS-2032）を提出しなければならない。登録申告書は、登録を意図している者によって当該書類に署名する権限を与えられた米国人の上級役員（例えば、経営最高責任者、社長、秘書、共同経営者、取締役、財務担当役員、法務担当役員）により署名されなければならない。登録申告書には、50%超の議決権のある有価証券が登録者により所有されているか、子会社及び系列会社がその他の形態で登録者により支配されている場合（本副章の § 1220.40 を参照のこと）、その子会社及び系列会社を含めることができる。登録を意図している者は、また、米国においてビジネスを行うために法人格を与えられているか他の形で認可されていることを示す書類を提出しなければならない。防衛取引管理部は、登録申告書に不備がある場合、いかなる情報が必要であるかを登録申告者に通知するか、すべての登録パッケージを返送するかのみならず、登録者に通知する。登録者は、登録料金を減額する目的で新しい団体を設立できない。

## (b) 登録申告の証明

登録を意図している者の登録申告書には、次の事項について、権限を与えられた上級役員による証明を含めなければならない：

- (1) 登録を意図している者又は登録申告書にリストされたその親会社、子会社若しくはその他の系列会社、或いはその経営最高責任者、社長、副社長、秘書、共同経営者、取締役、その他の上級役員若しくは役員の内いずれか（例えば、経理担当役員、財務担当役員、法務担当役員）或いは登録を意図している者の取締役会の構成員、或いは登録申告書にリストされたいずれかの親会社、子会社、若しくはその他の系列会社が、次のいずれかに該当する者であるか否か：

- (i) これまでに本副章の § 120. 27 で列挙される米国の刑事制定法の何れかの違反、若しくは防衛物品の輸出に関する外国の刑事法の違反（当該法の判決が 1 年を超える禁固刑の最低条件を伴う場合）で起訴されたか、又は、例えば、起訴の代わりに犯罪情報によって別途告訴されたか、又は有罪判決を受けたことがあったか；或いは
- (ii) 米国政府のいずれかの機関と契約すること、又はいずれかの機関から防衛物品若しくは防衛役務の輸出の許可若しくはその他の認可を受けること、又は輸出許可若しくはその他の認可を受けることについての資格がないか；並びに
- (2) 登録を意図している者が外国人によって所有又は支配されているか否か（本副章の § 120. 37 を参照のこと）。

登録を意図している者が外国人によって所有又は支配されている場合、その証明には、そのような所有又は支配の説明（その登録者を最終的に所有又は支配している一人以上の外国人の識別情報を含む）を記載しなければならない。この要求事項は、米国人の登録者であって、外国人により所有又は支配されている者に適用される。この要求事項は、外国人の登録者であって、同じ国を出身とする外国人又は他の国を出身とする外国人により所有又は支配されている者にも適用される。

### (c) 定義

本節でいうところにおいて、所有されているとは、当該企業の発行済議決権付き有価証券の 50 パーセント超が、一人以上の外国人によって所有されていることをいう。支配されているとは、一人以上の外国人が、当該企業の全般的な方針又は日々の運営を策定したり指示をする権限又は能力を有していることをいう。外国人が発行済議決権付き有価証券の 25 パーセント以上を所有している場合であって、いかなる米国人もそれ以上のパーセンテージをpushしていない場合、支配されている状態が存在しているものと推定される。

[58 FR 39298, July 22, 1993、改正 69 FR 70889, Dec. 8, 2004; 71 FR 20540, Apr. 21, 2006; 73 FR 55440, Sep. 25, 2008 ; 76 FR 45197, Jul. 28, 2011; 76 FR 76036, Dec. 6, 2011 ; 78 FR 52686, Aug. 26, 2013]

## § 122.3 登録料金

### (a) 登録及び料金の頻度

登録することを要求される者は、毎年、漏れなく記入された登録申告書（様式 DS. 2032）を提出し、かつ、防衛取引管理部のウェブサイト（www.pmdtcc.state.gov）で入手できる支払いガイドラインに従って料金を支払わなければならない。登録を更新する者に対して、次年度の登録に対して支払われるべき料金の通知が、その登録満了日の少なくとも 60 日前までに記録された登録者に送られるものとする。

### (b) 登録の満了日

登録者は、満了日の 60 日から 30 日前までに、その登録更新の請求を提出しなければならない。

### (c) 登録の失効

登録を更新することができなくて、ある介在期間のあと、再度登録しようとする登録者は、登録者が防衛物品又は防衛役務を生産又は輸出するビジネスに従事した上記の介在期間の部分について登録料金を支払わなければならない。

[58 FR 39298, July 22, 1993、改正 62 FR 27497, May 20, 1997 ; 69 FR 70889, Dec. 8, 2004 ; 70 FR 50959, Aug. 29, 2005 ; 73 FR 41259, Jul. 18, 2008; 73 FR 55440, Sep. 25, 2008 ; 76 FR 45197, Jul. 28, 2011 ; 78 FR 52687, Aug. 26, 2013]

## § 122.4 登録者により提出された情報の変更の届出

- (a) 登録者は、次のいずれかに該当する場合、当該事象発生後 5 日以内に、上級役員（例えば、経営最高責任者、社長、秘書、共同経営者、取締役、財務担当役員、法務担当役員）により署名された書面による届出を防衛取引管理部に提供しなければならない：

(1) § 122.2(b) で言及されるいずれかの者が、本副章の § 120. 27 で列挙される米国の刑事制定法の何れかの違反、若しくは防衛物品の輸出に関する外国の刑事法の違反（当該法の判決が 1 年を超える禁固

刑の最低条件を伴う場合)で起訴されたか、又は、例えば、起訴の代わりに犯罪情報によって別途告訴されたか、又は有罪判決を受けたことがあったか、或いは米国政府のいずれかの機関と契約すること又はいずれかの機関から防衛物品若しくは防衛役務の輸出若しくは一時的輸入の許可若しくはその他の認可を受ける資格がなくなった場合；或いは

(2) 登録申告書に記載された以下の情報に変更がある場合：

- (i) 登録者の名称；
- (ii) 登録者の住所；
- (iii) 登録者の法的な組織構造；
- (iv) 所有権又は支配権；
- (v) 米国若しくは外国の子会社又はその他の系列会社であって、防衛物品の製造、防衛物品若しくは防衛役務の輸出に従事するものの設立、買収若しくは譲渡；或いは
- (vi) 取締役会、上級役員、共同契約者、若しくは所有者。

(a) 項の注 1：登録申告書におけるその他のすべての変更は、1 年毎の登録更新の一部として提供しなければならない。

(a) 項の注 2：本規則（“国際武器取引規則の改正：仲介業者の登録及びライセンス付与、仲介行為及び関連条項”）(RIN 1400. AC37) の施行日から 1 年間について、以下の変更については、1 年毎の登録更新の一部として提供しなければならない：

本副章の § 129. 3 (d) に基づく現在の仲介業者の登録と現在のメーカー／輸出者を結合する変更；本副章の § 122. 2 (a) に基づく現在の登録に対して部分的に所有され別途支配されない子会社及び系列会社を解消する変更（社内再編、合併、取得、又は子会社の売却の対象でないもの）。

(b) 登録者は、登録者自身又はそのいずれかの事業者の所有権又は支配権を外国の者に売却又は移転を計画している場合、少なくとも 60 日前までに書留郵便により防衛取引管理部に届出なければならない。このような届出を行ったからといって、防衛物品又は防衛役務の外国の者への輸出に関して本副章で義務付けられている認可（技術資料を開示する前に義務付けられている認可を含む）を取得する義務を登録者から免除することはない。このような届出は、米国軍需品リストに掲げる特定の防衛物品又は技術資料の特定の販売又は移転に対する輸出許可又はその他の認可に関する武器輸出管理法の § 38 (g) (6) の権限が行使されるべきか否かを裁定するのに必要な情報とともに防衛取引管理部に提出される（本副章の § 120. 10 及び § 126. 1 (e) を参照のこと）。

(c) 登録者が他の企業を吸収合併したり、他の企業若しくは他の企業の部門を買収したり、他の企業若しくは他の企業の部門により買収される際に組織される新たな事業者は、以下の内容について防衛取引管理部に通知しなければならない：

- (1) 開示されている新たな企業名及びすべての以前の企業名；
- (2) 残存する登録番号及び（もしあれば）停止される登録番号；
- (3) 残存する登録番号のもとで出荷されることになる未出荷の残量に対するすべての承認の輸出許可番号（届出対象とならなかったすべての輸出許可はそれ以降無効となる）；並びに
- (4) これらの契約当事者の名称変更に対して防衛取引管理部により承認された契約の改訂案。

登録者は、この届出から 60 日後以内に、新たな米国の事業者、以前の米国のライセンス許諾者及び外国のライセンス実施権者により署名された上記のそれぞれの契約の改訂案の署名されたコピーを、この届出から 60 日後以内に防衛取引管理部に提出しなければならない（ただし、防衛取引管理部の部長により時間の延長が承認された場合を除く）。このようにして改訂されない契約は、無効とみなされる場合がある。

(d) 実質的な変更を行ういかなる改訂についても、防衛取引管理部による事前の認可が必要とされる。

[58 FR 39298, July 22, 1993, as amended at 71 FR 20540, Apr. 21, 2006; 78 FR 52687, Aug. 26, 2013; 81 FR 87429, Dec. 5, 2016]

## § 122.5 登録者による記録の保持

- (a) 登録を必要とする者は、防衛物品及び技術資料の製造、取得及び処分に関する記録（除外条項を使用した輸出に関するすべての文書及び申請書及び輸出許可証及びこれらに関連する文書のコピーを含む）；防衛役務の提供及び仲介行為に関する記録；並びに本副章の § 130 で義務付けられるところにより提供若しくは取得される政治献金、報酬又は手数料の情報を保持しなければならない。電子フォーマットでの記録は、すべての記録を紙の上に再現できるプロセス又はシステムを用いて保持されなければならない。ビューア、モニターで表示される上記の記録又は紙の上で再現される上記の記録は、高い明瞭さ及び読みやすさを示さなければならない。（本節でいうところにおいて、“読みやすさ”及び“明瞭性”とは、文字又は数字の品質であって、見る人がその文字又は数字を、すべての他の文字又は数字を排除して明確且つ迅速に識別できる品質をいう。“読み取り可能”及び“可読性”とは、一群の文字又は数字の品質であって、完結した語又は数として認識される品質をいう。）この情報は、一旦それが記録された後は、すべての変更内容、誰が変更を行ったか、及びいつ変更が行われたかを記録することなしに、その情報のいかなる部分も変更できない方法で、保存されなければならない。デジタル画像の保存をベースとしたプロセス又はシステムについて、そのプロセス又はシステムは、保持されている記録の中のすべてのデジタル画像にアクセスできなければならない。本節の対象とするすべての記録は、輸出許可若しくはその他の認可（除外条項（本副章の § 123.26 を参照のこと）を利用した輸出を含む）の満了日、又は当該取引の日（例えば、失効した輸出許可若しくは除外条項を利用した輸出取引に関連するその他の認可）から5年間保持しなければならない。防衛取引管理担当国務副次官補及び防衛取引管理輸出許可室室長は、個々の事案において、5年間より長い期間又は短い期間を指示する場合がある。
- (b) 本節のもとに保持される記録は、いつでも防衛取引管理部又は防衛取引管理部により指名された者（例えば、外交保安部）又は米国出入国税関管理局、又は米国税関国境警備局による立入り検査及び複写が利用できるようにしておかななければならない。記録を保持している者は、そのような要請があれば、当該記録、装置、及び必要であれば、本節に従って保持されることが義務付けられているすべての記録について、その場所を検索し、読み取り、且つ複製することをよく知っている要員を提供しなければならない。

[70 FR 50959, Aug. 29, 2005 ; 79 FR 8084, Feb. 11, 2014]

[58 FR 39298, July 22, 1993、改正 71 FR 20540, Apr. 21, 2006; 78 FR 52687, Aug. 26, 2013]

### § 122.5 登録者による記録の保持

(a) 登録を必要とする者は、防衛物品及び技術資料の製造、取得及び処分に関する記録（除外条項を使用した輸出に関するすべての文書及び申請書及び輸出許可証及びこれらに関連する文書のコピーを含む）；防衛役務の提供及び仲介行為に関する記録；並びに本副章の § 130 で義務付けられるところにより提供若しくは取得される政治献金、報酬又は手数料の情報を保持しなければならない。電子フォーマットでの記録は、すべての記録を紙の上に再現できるプロセス又はシステムを用いて保持されなければならない。ビューア、モニターで表示される上記の記録又は紙の上で再現される上記の記録は、高い明瞭さ及び読みやすさを示さなければならない。（本節でいうところにおいて、“読みやすさ”及び“明瞭性”とは、文字又は数字の品質であって、見る人がその文字又は数字を、すべての他の文字又は数字を排除して明確且つ迅速に識別できる品質をいう。“読み取り可能”及び“可読性”とは、一群の文字又は数字の品質であって、完結した語又は数として認識される品質をいう。）この情報は、一旦それが記録された後は、すべての変更内容、誰が変更を行ったか、及びいつ変更が行われたかを記録することなしに、その情報のいかなる部分も変更できない方法で、保存されなければならない。デジタル画像の保存をベースとしたプロセス又はシステムについて、そのプロセス又はシステムは、保持されている記録の中のすべてのデジタル画像にアクセスできなければならない。本節の対象とするすべての記録は、輸出許可若しくはその他の認可（除外条項（本副章の § 123.26 を参照のこと）を利用した輸出を含む）の満了日、又は当該取引の日（例えば、失効した輸出許可若しくは除外条項を利用した輸出取引に関連するその他の認可）から5年間保持しなければならない。防衛取引管理担当国務副次官補防衛取引管理部部長及び防衛取引管理輸出許可室室長は、個々の事案において、5年間より長い期間又は短い期間を指示する場合がある。

(b) 本節のもとに保持される記録は、いつでも防衛取引管理部又は防衛取引管理部により指名された者（例えば、外交保安部）又は米国出入国税関管理局、又は米国税関国境警備局による立入り検査及び複写が利用できるようにしておかななければならない。記録を保持している者は、そのような要請があれば、当該記録、装置、及び必要であれば、本節に従って保持されることが義務付けられているすべての記録について、その場所を検索し、読み取り、且つ複製することをよく知っている要員を提供しなければならない。

[70 FR 50959, Aug. 29, 2005; 79 FR 8084, Feb. 11, 2014]